

# 日本学生支援機構給付奨学金【家計急変】 令和3年福島県沖を震源とする地震に係る災害救助法 適用地域の世帯の学生に対する家計急変採用について

給付奨学金(家計急変)の申込みを受け付けます。  
希望者は、学務部学生支援課経済支援係まで申し出てください。

災害救助法適用地域	<b>【福島県】</b> 福島市、郡山市、白河市、須賀川市、相馬市、南相馬市、伊達市、本宮市、伊達郡桑折町、伊達郡国見町、岩瀬郡鏡石町、大沼郡会津美里町、双葉郡広野町、双葉郡樽葉町、双葉郡富岡町、双葉郡浪江町、相馬郡新地町 ※ 適用地域の詳細については、日本学生支援機構のウェブサイトを確認してください。日本学生支援機構ウェブサイト「1年以内の災害救助法適用地域」: <a href="https://www.jasso.go.jp/shogakukin/moshikomi/kinkyu_okyu/chiiki/genzai.html">https://www.jasso.go.jp/shogakukin/moshikomi/kinkyu_okyu/chiiki/genzai.html</a>
	災害救助法適用地域の近隣の地域で、同等の災害に遭った世帯の学生並びに同地域に勤務し勤務先が被災した世帯の学生についても、適用地域に準じて取り扱います。 本災害により学生またはその生計維持者が居住する住宅に床上浸水・半壊以上等の被害を受けた者は、JASSO 災害支援金(返還不要)の申請も可能です。申請希望者は、経済支援係へ申し出てください。
家計急変の事由	証明書類
生計維持者が震災、火災、風水害等に被災した場合であって、次のいずれかに該当 ① 被災により、生計維持者の【死亡】【事故または病気による半年以上の就労困難】【失職】のいずれかの事由が発生。 ② 被災により、生計維持者の【生死不明】【行方不明】【就労困難】など世帯収入を大きく減少させる事由が発生。	・罹災証明書 (注意)「給付奨学金案内一家計急変」に記載の「事情書(所定様式)」は提出不要です。

※収入減少を伴わない支出増大は家計急変による給付奨学金の推薦事由とすることができません。

2021年2月16日 学務部学生支援課 経済支援係  
学生センター2階 窓口①  
8:30~12:45/13:45~17:00 土日祝日除く

揭示期限：2021年3月末

学生支援課ウェブサイト ⇒  
横浜国立大学ウェブサイト>教育・学生生活>学生生活>学生支援課  
PC対応サイトのため、携帯等からアクセスする場合、通信料が発生します。

